

強い農業づくり総合支援交付金のうち 卸売市場等支援タイプの配分基準について

3新食第2271号
令和4年4月1日
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業) 通知

改正 令和5年3月31日 4新食第3061号

強い農業づくり総合支援交付金については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、このうち卸売市場等支援タイプの配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場等支援タイプの配分基準

強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場等支援タイプ（以下「卸売市場等支援タイプ」という。）の配分基準については、以下のとおりとする。

ただし、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1のただし書に基づく緊急の事業については、要綱別表1のⅡのメニューの欄に定める取組と別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が別に定めるところによるものとする。

第1 都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表1のⅡのメニューの欄の1食品流通の合理化に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額（要綱別記1の別紙様式1号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の1の（3）継続事業の負担区分の交付金の額に本基準第2及び第3に定めるところにより評価結果及び前々年度不用額を反映した額をいう。）に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を優先的に配分する。

なお、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「強農要綱」という。）及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「強担要綱」という。）に基づき令和3年度までに実施した事業のうち、要綱別記2のⅠの第2の2に基づく成果目標の妥当性等の協議の際に、事業実施期間が令和4年度以降に及ぶ継続事業として都道府県計画の協議が行われたものについても、卸売市場等支援タイプの継続事業と同様の配分を行うものとする。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

（1）予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配分額を算定することとする。

事業実施計画について、別表1から別表3までに基づき算定したポイントの高い順に並び、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として優先的に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を優先することとする。

（2）事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、1年度当たり20億円とする。

（3）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該事業実施計画に記載されている事業実施地区の所在する都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に関して同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順）に並べた事業実施計画の要望額の割合に対し、8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

（4）配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果の都道府県加算ポイントへの反映

交付金の配分における要綱第28に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

ただし、要綱第4の1のただし書による緊急対策に係る要綱第28に基づく評価結果については、本項を適用しない。

- 1 評価結果の反映は、要綱第28に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値（当該達成率が要綱別表1のⅠのメニューの欄の1及び2のメニューにわたる場合にあっては、各メニューの事業実績に応じて加重平均した値とし、過去5か年のうち3年間は事業実績があるものとする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。

この場合において、都道府県別の成果目標の達成度は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

なお、評価結果の反映にあたっては、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業の評価結果についても、同様の取り扱いを行うものとする。

- 2 評価結果を反映したポイントは、都道府県計画の1の（1）総括表の負担区分の交付金として記載した額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達 成 度	ポイント
95%以上	+1ポイント
80%以上 95%未満	0ポイント
40%以上 80%未満	-1ポイント
40%未満	-2ポイント

第3 前々年度不用額の都道府県加算ポイントへの反映

- 1 都道府県加算ポイントに、次に定めるところにより、前々年度の都道府県における交付金の不用額を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいい、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業における交付金の不用額についても、同様の取扱いを行うものとする。

ただし、要綱第4の1のただし書による緊急対策における交付金の不用額は、反映しないこととする。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5%未満	0ポイント
5%以上 10%未満	-1ポイント
10%以上	-2ポイント

（注）前々年度都道府県別不用額率＝前々年度不用額／前々年度割当額×100

- 2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分に反映させた事業実施計画については、1の規定を適用しないこととする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 附則1による通知施行前の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金の配分基準について」（他の事業で準用される場合を含む。）に基づき、令和3年度までに実施した事業又は令和4年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 この通知の改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1（食品流通の合理化）

「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できることとし、うち1つは取組に対応した類別の中から選択するものとする。なお、共同物流拠点施設整備の場合は、「達成すべき成果目標基準」のうち1つは類別「物流効率化」の中から選択するものとする。

類別	達成すべき成果目標基準		ポイント
品質・衛生管理 高度化	【環境負荷の軽減】 ・売場施設（共同物流拠点施設の荷捌き場を含む。）における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を 100 とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を 100 とした場合の指数値の平均が 41.7 以下	・指数値の平均が 27.4 以下・・・7 ポイント 27.5～41.7・・・3 ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つを加算できる（1つの類別内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを、同一の類別内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算できる。）。
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場（共同物流拠点施設の荷捌き場の中に設置する低温区画を含む。）における販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を 1.8 ポイント以上超過	・全売場を低温化する場合 ・・・7 ポイント ・超過ポイント数が 4.9 以上・・・7 ポイント 1.8～4.8・・・3 ポイント	
	【物品評価の改善】		・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下この表において「認定計画」という。）に従って品質衛生管理高度化に係る施設の整備を実施する場合 ・・・8 ポイント加算 ・天災等により被災した施設の整備を実施する場合 ・・・8 ポイント加算 ・民間活力を活用するP F I 選定事業者が事業を実施する場合 ・・・4 ポイント加算 ・卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われる場合又は行われることが確実である場合 ・・・4 ポイント加算 ・災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（B C P）等を策定している場合若しくは策定することが確実である場合 ・・・8 ポイント加算
	・全国を 100 とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を 1.2 ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物。水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工。食肉では全中央卸売市場の牛、豚。花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。	・超過ポイント数が 2.4 以上・・・7 ポイント 1.2～2.3・・・3 ポイント	
	・廃棄される物品の量を 15.3%以上削減	・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7 ポイント 15.3～39.4%・・・3 ポイント	
物流効率化	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を 0.7% 以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7 ポイント 0.7～4.5%・・・3 ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つを加算できる（1つの類別内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを、同一の類別内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算できる。）。
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を 1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7 ポイント 1.2～8.0%・・・3 ポイント	
	【物流コスト等の削減】		
	・物流コストを 1.1%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7 ポイント 1.1～1.8%・・・3 ポイント	
	・残品・残さ、包装容器の処理コストを 1.2%以上削減	・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・7 ポイント	

		1.2～8.0％　・・・3ポイント	- 卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われる場合又は行われることが確実である場合 ・・・4ポイント加算 - 災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（BCP）等を策定している場合若しくは策定することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
	・施設の維持管理コストを1.3％以上削減	・維持管理コストの削減率が14.2％以上・・・7ポイント 1.3～14.1％・・・3ポイント	
	【積載率の向上】 ・共同物流拠点の入荷車両の積載率に対し、出荷時の積載率を10％以上向上 ※年間平均で算出すること。	・共同物流拠点の入荷車両の積載率に対し、出荷時の積載率が120％以上・・・7ポイント 110～119％・・・3ポイント	
統合・連携	【統合による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7％以上超過	・取扱数量の推計値超過率が4.6％以上・・・7ポイント 0.7～4.5％・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つを加算できる。 - 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組のうち認定計画に従って実施する他の卸売市場との統合に係る取組を実施する場合 ・・・8ポイント加算 - 天災等により被災した施設の整備を実施する場合 ・・・8ポイント加算 - 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組のうち認定計画に従って実施する他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は産地・実需者と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合 ・・・4ポイント加算 - 卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われる場合又は行われることが確実である場合 ・・・4ポイント加算 - 災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（BCP）等を策定している場合若しくは策定することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
	【市場間連携による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7％以上超過（ただし、連携市場間の転送に係る取扱数量は控除する。）	・取扱数量の推計値超過率が4.6％以上・・・7ポイント 0.7～4.5％・・・3ポイント	
	【産地・実需者との連携による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7％以上超過	・取扱数量の推計値超過率が4.6％以上・・・7ポイント 0.7～4.5％・・・3ポイント	
輸出促進	【輸出の拡大】		該当する以下のいずれか1つ又は2つを加算できる（1つの類別内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを、同一の類別内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算できる。）。 - 認定計画に従って輸出促進に係る施設の整備を実施する場合 ・・・8ポイント加算 - 輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合 ・・・8ポイント加算 - 当該市場又は共同物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定
	・新規取組又は過去3年間で輸出実績がない場合は、当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5％以上	・割合が15％以上・・・7ポイント 5～14.9％・・・3ポイント	
	・既に輸出実績がある場合は、目標年度における輸出金額1億円以上、かつ、目標年度における輸出金額が推計値（過去の複数年度における輸出金額を基に算定する目標年度の推計値とする。）又は過去の輸出実績の最高値のいずれか高い値の1.5倍以上超過	・超過率が2.0倍以上・・・7ポイント 1.5倍～1.99倍・・・3ポイント	

			の場合 ・・・ 8 ポイント加算 ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合 ・・・ 4 ポイント加算 ・当該整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2 品目以上）する場合 ・・・ 4 ポイント加算 ・輸出対象品目に係る P R 活動を実施している又は実施予定の場合 ・・・ 4 ポイント加算 ・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合 ・・・ 4 ポイント加算 ・卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われる場合又は行われることが確実である場合・・・ 4 ポイント加算 ・グローバル産地づくり推進事業に卸売市場関係者が参画している場合又は参画することが確実である場合 ・・・ 4 ポイント加算 ・災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（B C P）等を策定している場合若しくは策定することが確実である場合 ・・・ 8 ポイント加算
防災対応	【耐震・防災性能の向上】		以下の①、②それぞれの欄より該当するいずれか 1 つ又は 2 つを加算できる。
	・耐震補強の整備後に、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における構造体の耐震安全性分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類のいずれかの耐震安全性の目標を満たすこと	分類Ⅰ・・・ 8 ポイント 分類Ⅱ・・・ 5 ポイント 分類Ⅲ・・・ 3 ポイント	①
	・施設の防災対応に係る整備を実施	・施設の防災対応に係る整備と併せて防災設備を設置することにより、建築基準関係規定の基準を満たしている場合 ・・・ 8 ポイント ・事業継続計画（B C P）に即した非常用電源の整備を実施し、卸売市場の生鮮食品等の安定供給を確保する場合・・・ 8 ポイント	・災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 40 条第 1 項に基づく都道府県地域防災計画又は同法第 42 条第 1 項に基づく市町村地域防災計画の物資輸送等に関する計画において、災害時に緊急物資等の輸送拠点として活用することとされている卸売市場において卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合 ・・・ 8 ポイント加算 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の旧耐震基準に基づき昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された施設において、認定計画に従って卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合 ・・・ 8 ポイント加算 ・大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）等の地震防災対策関係法令に基づき地震防災に関する対策を強化又は推進する必要がある地域等に開設している卸売市場である場合

			・・・ 8 ポイント加算
			・ 構造耐震指標が $I_s<0.3$ 又は $I_w<0.7$ の施設において認定計画に従って卸売市場耐震化施設整備の取組を行う場合 ・・・ 8 ポイント加算
			・ 災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（BCP）等を策定している場合若しくは策定することが確実である場合 ・・・ 8 ポイント加算
			・ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「国土強靱化基本法」という。）第 13 条に基づく国土強靱化地域計画に当該卸売市場が位置付けられている場合 ・・・ 8 ポイント加算
			・ 重要インフラの緊急点検を実施した卸売市場が認定計画に従って非常用電源の整備の取組を行う場合 ・・・ 9 ポイント加算
②			
			・ 災害時等における他市場等との連携協定等を策定している場合又は策定することが確実である場合 ・・・ 3 ポイント加算

別表 2（都道府県加算ポイント）

別表 1 に定めるポイントに加え、以下の場合にはポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1 及び別表 2 のポイントの合計は 32 ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、加算対象とすることができることとする（ただし、国土強靱化基本法第 13 条に規定する国土強靱化地域計画に卸売市場が位置付けられている場合にあっては、その選択において配慮するものとする）。 この場合においては、各都道府県において加算する 1 年度当たりのポイントは 2 ポイント（北海道にあっては、3 ポイント）に、第 2 及び第 3 に定めるところにより算出したポイントを加算ポイントとし、加算対象となった事業実施計画に対して加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。 ただし、過去に実施した卸売市場等支援タイプの成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から改善措置の指導をうけている事業実施主体の事業実施計画は、加算対象とすることができないこととし、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業についても、同様の取扱いを行うものとする。

別表 3（特別加算ポイント）

別表 1 及び別表 2 に定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、ポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1 から別表 3 までのポイントの合計は 37 ポイントを上限とする。

特別加算ポイントの内容
（1）卸売市場等における品質・衛生管理の高度化加算ポイント 卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範を事前に策定し、地方農政局長等の確認を受けている場合は、1 ポイントを加算できるものとする。 （2）環境に配慮した卸売市場加算ポイント 以下の取組を行う場合は、いずれか 1 つについて 1 ポイントを加算できるものとする。 ① 災害時の対応など特定の目的で使用されるものを除き、常時場内で通常利用される搬送用機器（ターレ、フォークリフト等）が全て電動化されている、又は全て電動化される見込みである場合 ② 場内で発生する廃棄物等の肥飼料化やエネルギー利用に取り組んでいる場合、又は取り組む見込みである場合 ③ 事業実施に伴い上記に準ずる環境に配慮した取組を実施する場合 （3）卸売市場再編統合加算ポイント 同一又は異なる開設者の卸売市場の再編統合を伴う場合は、5 ポイントを加算できるものとする。 （4）物流の標準化・デジタル化の取組に対する加算ポイント 以下の取組を行う場合は、いずれか 1 つについて 1 ポイントを加算できるものとする。 ① 施設整備にあわせて、場内作業の自動化・デジタル化を行う場合 ② パレット循環体制構築に向け、市場内のパレット管理ルール of 明確化及びパレット管理に必要なデポスペース等の確保がされる場合 ③ 場内物流の改善に向け、トラック予約システムの導入や共用部の使用ルールの明確化を行う場合